

警 総 甲 達 第 2 号
警 務 甲 達 第 8 号
生 企 甲 達 第 8 号
刑 企 甲 達 第 17 号
交 企 甲 達 第 7 号
警 公 甲 達 第 6 号
令和 2 年 3 月 9 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

ふくい安全情報ネットワークシステム運用要綱の制定について

安全で安心して暮らせる福井を実現するため、ふくい安全情報ネットワークシステム運用要綱の制定について（平成18年生企甲達第44号。以下「旧要綱」という。）に基づき、あらかじめ登録した県民等に対して、犯罪情報、交通事故情報等の地域安全情報を携帯電話等の電子メールによりリアルタイムに発信してきたところであるが、情報発信活動をより適正かつ効果的に推進するため、別添のとおり「ふくい安全情報ネットワークシステム運用要綱」を制定し、本年3月16日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、令和2年3月15日をもって廃止する。

別添

ふくい安全情報ネットワークシステム運用要綱

第1 目的

この要綱は「ふくい安全情報ネットワークシステム」の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 情報セキュリティ

情報セキュリティは、福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第3号）による。

第3 ふくい安全情報ネットワークシステム発信端末

ふくい安全情報ネットワークシステム（以下「リュウピーネット」という。）の発信は、総務課広報室及び総合当直室に設置してあるインターネット接続端末装置を使用する。

第4 運用体制

1 運用主管課

運用主管課は、総務課とする。

2 総括責任者

- (1) 総括責任者は、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、リュウピーネットの適正かつ効果的な運用を図るものとする。

3 運用責任者

- (1) 運用責任者は、総務課長をもって充てる。
- (2) 運用責任者は、リュウピーネットの送信業務全般に係る運用及び発信情報の適正な管理に当たるものとする。
- (3) 運用責任者は、情報発信者に対し、情報の発信を求めることができる。執務時間外においては、総合当直責任者が、発信情報に係る本部の業務主管課、総務課広報室及び生活安全企画課（県民安全情報官）と協議の上、情報発信者に対して情報の発信を求めることができる。

4 運用担当者

- (1) 運用担当者は、総務課広報室長（執務時間外は総合当直責任者）をもって充てる。
- (2) 運用担当者は、運用責任者を補佐し、発信する情報内容の点検及び送信業務を担当するものとする。

5 情報発信者

- (1) 情報発信者は、情報を発信しようとする所属の長をもって充てる。
- (2) 情報発信者は、事案の発生状況に応じ、その都度、情報発信の必要性を判断し、運用担当者に対して発信情報を提供するものとする。

6 情報発信補助者

- (1) 情報発信補助者は、本部においては、発信情報に係る業務主管課担当課長補佐を、警察署においては、発信情報に係る業務担当課長をもって充てる。
- (2) 情報発信補助者は、情報発信者を補佐し、発信情報の作成に当たるものとする。

第5 発信情報の種類等

1 情報発信の手段

本システムによる電子メールを利用した情報発信の手段は、パソコンメール及び携帯メール宛での2種類とする。

2 発信情報の種類

(1) 犯罪情報

犯罪情報は、刑事企画課の管理する情報を基礎データとし、生活安全企画課等において分析の上、

○ 県民の安全安心の向上に資すると認められる防犯対策上参考となるものとする。

(2) 子供及び女性を対象とした犯罪等に関する情報

子供及び女性を対象とした犯罪等に関する情報は、少年女性安全課の管理する情報を基礎データとし、同課等において分析の上、

○ 子供及び女性の安全安心の向上に資すると認められる防犯対策上参考となるものとする。

(3) 生活経済事犯及びサイバー犯罪に係る情報

生活経済事犯及びサイバー犯罪に係る情報は、生活環境課が管理する情報を基礎データとし、同課等において分析の上、

○ 悪質商法等の生活経済事犯及び情報通信技術を悪用した各種サイバー犯罪に係る発生状況、手口、被害防止上の留意事項等とする。

(4) 特殊詐欺に係る情報

特殊詐欺に係る情報は、捜査第二課が管理する情報を基礎データとし、特殊詐欺緊急対策プロジェクトチームにおいて分析の上、

○ 特殊詐欺等の発生状況、手口、被害防止上の留意事項等とする。

(5) 交通安全情報

交通安全情報は、交通企画課が管理する情報を基礎データとし、同課等において分析の上、

○ 交通事故等の発生状況、原因、交通事故防止の留意事項等とする。

(6) 手配情報

ア 手配情報は、本部の業務主管課及び各警察署が管理する情報で、

- 重要犯罪
- 重要窃盗犯罪
- 暴力団対立抗争事件
- ひき逃げ事件（原則として重傷以上とする。）
- テロ犯罪事犯
- 特異行方不明者に関する手配（公開手配に限る。）

○ その他情報発信者が必要と認める事件・事故
など県民の生命、身体等の安全を確保する上で必要な情報とする。

イ 手配事項は、

- 人に関する手配
年齢、人相、着衣、特徴等個人の識別に必要な事項
- 車両に関する手配
車両番号、特徴等車両の識別に必要な事項
とする。

ウ 手配情報のうち、被疑者が凶器を所持したまま逃走しているなど、連続して被害が発生するおそれのある事案及び被留置者や受刑者の逃走事案等地域住民の生命・身体に危害が及ぶ危険性・切迫性が高いと認められる事案（以下「凶悪犯等逃走事案」という。）に係る情報提供については、別に定める体制及び任務分担に基づき行うものとする。

(7) その他の地域安全情報

(1) から (6) までの情報のほか、県民に自主的な防犯行動を促すために効果的な防犯情報を発信するものとする。

第6 情報発信要領

1 電子メールの作成

- (1) 電子メールの作成は、電子メールの作成要領（別紙1）のとおりとする。
- (2) 情報発信者は、作成するメールの内容について、本部の業務主管課長及び運用担当者と事前に調整するものとする。

2 情報発信エリアの指定

情報発信者は、発信する情報の内容に応じて、福井県全域又は警察署単位のいずれかのエリアを指定して発信するものとする。

3 電子メールの送信

- (1) 電子メールの送信は、電子メールの送信手順（別紙2）のとおりとする。
- (2) 情報発信者は、電子メールを送信するときは、本部の業務主管課長の承認を受けた上で、ふくい安全情報ネットワークシステムによる発信情報報告書（別記様式）により、運用担当者を経て運用責任者に報告するものとする。
- (3) 電子メールの送信時間は、執務日又は閉庁日を問わず、午前7時から午後9時までの間とする。ただし、直ちに情報を発信しなければならない事案が発生した場合はこの限りでない。
- (4) 電子メールの送信者は、執務時間内は総務課広報室員、執務時間外は総合当直の当直員とし、それぞれ総務課広報室の警部以上の者又は総合当直責任者の確認を受けた上で端末を操作し、情報を発信するものとする。

第7 リュウピーネットへの登録等

1 リュウピーネットへの登録、解除等

- (1) リュウピーネットの登録、解除又はメールアドレスの変更は、原則として福井県警察本部のホームページを通じて「ふくい安全情報登録ページ」にアクセスし、自ら行うものとする。

(2) 運用担当者は、リュウピーネット登録者に対して電子メールを送信できなくなったときは、当該登録を解除するものとする。

2 費用の自己負担

リュウピーネット登録者は、電子メールの受信に要する費用を負担するものとする。

第8 運用上の留意事項

1 不用意な情報の発信により個人情報の漏洩・人権侵害及び捜査上の秘密漏洩が生じることがないように配慮すること。

2 リュウピーネット登録者から110番、その他の電話、メール等によりリュウピーネットの発信情報に関する情報を受理した者は、速やかに情報発信者及び発信情報の業務主管課に対して通報内容を確実に引き継ぐこと。

3 情報発信者は、手配情報発信後に被疑者検挙等による事件解決、特異行方不明者の保護等がなされたときは、速やかに手配を解除すること。

第9 報告及び賞揚

情報発信者は、リュウピーネット登録者からの情報によって、被疑者検挙等による事件解決、特異行方不明者の保護等の効果的な運用がなされたときは、運用担当者を経由して速やかに運用責任者に報告するとともに、リュウピーネット登録者に対する謝意及び賞揚に配慮するものとする。

電子メールの作成要領

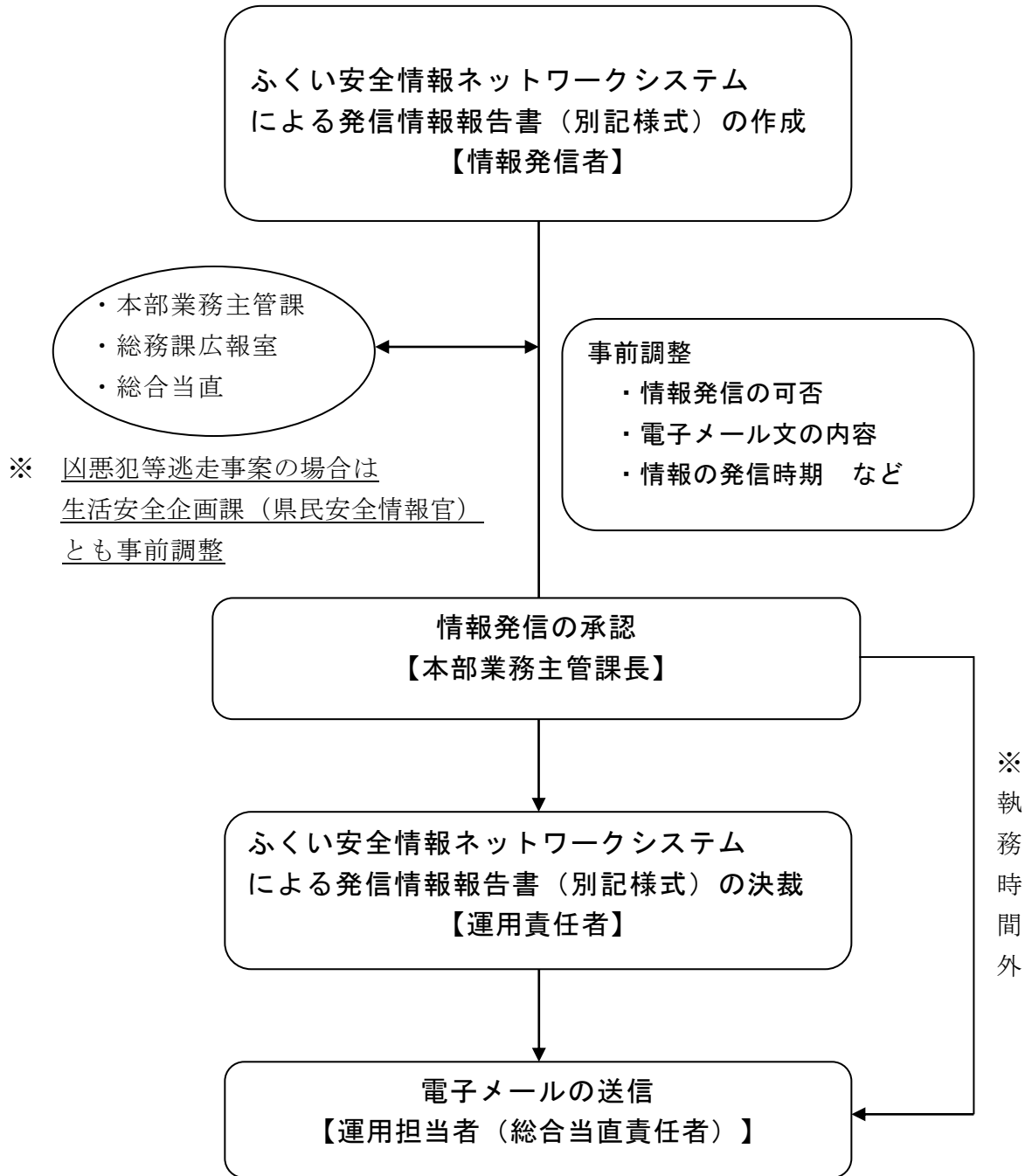
- 1 メールの文字数は、「件名」は15文字以内とし、「内容」は、おおむね200文字以内で作成すること。
- 2 文字間は詰めて作成すること。
- 3 手配事項に関する問い合わせ等に対応するため、文末に情報を発信する所属名及び電話番号を記載すること。

作成例	
発信情報の種類	メールの内容
犯罪情報 1	<p>件名：車上ねらい多発</p> <p>内容：〇〇地域において、2日間に車上ねらいが9件発生。いずれも貴重品が車の外から見える状態で放置。被害防止のため、車の中に貴重品を置いたままその場から離れないなどの対策を。（生活安全企画課0776-22-2880）</p>
犯罪情報 2	<p>件名：タイヤの盗難に注意</p> <p>内容：例年タイヤ交換時期には、県内でタイヤやホイールの盗難が多発しており、本年も同様に発生が予想されます。被害防止のため、タイヤは屋外軒下などに置かず倉庫などで保管して必ず施錠する、やむなく屋外で保管するときは、チェーンで固定するなどの盗難防止対策をお願いします。軒下や倉庫をのぞいているなどの不審者を目撃したときは、すぐに警察に通報をお願いします。（生活安全企画課0776-22-2880）</p>
子供及び女性を対象とした犯罪等に関する情報 1	<p>件名：声かけ事案の発生</p> <p>内容：〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号付近駐車場において、下校途中の女子児童が、車で通りかかった男に「こっち来て」と声をかけられる事案発生。男の特徴は、年齢50歳位、身長170cm位、小太り、サングラスをかけており、白色軽自動車を運転していました。このような事案に遭遇したら、すぐに警察に通報してください。（少年女性安全課0776-22-2880）</p> <p>注 発生場所の番地を記載することで、被害関係者が推察される場合は提供しない。</p> <p>発生場所の属性（道路上、駐車場、施設内等）も、被害関係者が推察される場合や、施設管理者等の事業活動に支障が生じる場合は、固有名称（建物、店舗、事業所、公園等の名称）は記載しないように留意すること。</p>

<p>子供及び女性を対象とした犯罪等に関する情報2</p>	<p>件名：公然わいせつ事案の発生 内容：〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇町地籍の空き地において、男が女性に対し、下半身を露出して見せつけるという事案が発生しました。男は、年齢50代、やせ型、紺色様のニット帽、黒色ジャンパー、黒色ズボンを着用していました。この種事案に遭遇したときは、すぐにその場から離れ、警察に通報してください。（〇〇警察署〇〇〇〇-〇〇-0110）</p>
<p>特殊詐欺に係る情報</p>	<p>件名：警察官をかたる詐欺電話に注意 内容：本日（〇日）午後、〇〇市内において、警察官をかたる男からの詐欺電話が、少なくとも20件確認されました。犯人の話術は、不安を煽りながら、キャッシュカードの暗証番号を聞き出すなど巧妙です。知らない番号の電話には出ない、在宅中も留守番電話設定にするなどの対策をお願いします。（特殊詐欺緊急対策プロジェクトチーム0776-22-2880）</p>
<p>交通安全情報</p>	<p>件名：県内で交通死亡事故が連続発生 内容：〇月〇日の夕方から深夜にかけて、県内で道路を横断中の歩行者が自動車にはねられる交通死亡事故が相次いで発生しました。ドライバーは、横断歩道での歩行者優先を徹底するとともに早めのライト点灯、ハイビームの活用などにより安全運転に努めましょう。歩行者は、夜間外出する際は、明るい服装で反射材を身につけるとともに、道路を横断する際は、横断歩道を通行し、左右の安全確認を徹底しましょう。（交通企画課0776-22-2880）</p>
<p>手配情報1</p>	<p>件名：強盗事件の発生 内容：〇月〇日午後〇時〇分頃、〇〇市〇〇1丁目パチンコ〇〇において強盗事件発生。犯人は、年齢40歳位、身長165cm、体格中肉、黒色目だし帽、黒色軽自動車で逃走しています。事件に関する情報をお持ちの方は110番又は最寄りの警察署への通報をお願いします。（〇〇警察署〇〇〇〇-〇〇-0110）</p>
<p>手配情報1（解除）</p>	<p>件名：強盗事件の手配解除 内容：〇月〇日、〇〇市内のパチンコ〇〇において発生した強盗事件は犯人を逮捕しました。ご協力ありがとうございました。（〇〇警察署〇〇〇〇-〇〇-0110）</p>
<p>手配情報2</p>	<p>件名：行方不明者の手配 内容：〇〇市内の高齢者が〇月〇日午後〇時頃自宅を出て、行方不明となっています。年齢70歳、身長150cm位、白髪、黒色セーター、黒色ズボン姿です。心当たりのある方は最寄りの警察署に通報をお願いします。（〇〇警察署〇〇〇〇-〇〇-0110）</p>

手配情報 2 (解除)	件名：行方不明者の発見 内容：○月○日手配した行方不明者は、皆様のご協力により○月○日発見されました。ご協力ありがとうございました。（○○警察署○○○○-○○-0110）
-------------	--

電子メールの送信手順



※ 執務時間外は、本部業務主管課、総務課広報室及び生活安全企画課（県民安全情報官）と協議の上、総合当直責任者において情報を発信する（発信情報報告書は事後決裁）。

別記様式省略